

(答申第18号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

岐阜県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った留置施設に收容されていた特定個人の留置施設に対する審査申請書の適用除外による非開示決定は妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 個人情報の開示請求

審査請求人は、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、平成23年6月20日付けで、実施機関に対し、請求人作成の平成21年3月1日付け「審査申請書」（〇〇警察署の留置施設に收容されていた請求人が「新聞紙購入不許可処分」を受けたとして刑事收容施設法第229条に基づき申し立てた文書）の個人情報の開示を請求した。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求の対象となる保有個人情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「法」という。）第45条第1項に規定する個人情報に該当するため、条例第27条第1項の規定により、開示請求が適用されない個人情報に該当するとして個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成23年7月4日付け留管第600号により審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成23年7月26日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、岐阜県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張する審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

刑事收容施設法第229条に基づく不服申立ては単なる権利行使であって、法第45条第1項の「刑事事件に係る裁判」、「検察官、検察事務官、司法警察職員が行う処分」、「刑、保護処分の執行」、「更正緊急保護又は恩赦」に係る保有個人情報のいずれにも該当しない。

個人情報取扱事務で収集された被疑者の逮捕等に係る文書であっても「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき」（条例第7条第1号）は、これを提供しなければならないとされているから、実施機関の非開示理由は失当である。

条例第27条第1項では、刑の執行等に係る個人保有情報については、これを適用除外としているが、そもそも対象公文書は、審査請求人が作成したものであり、条例第14条第2号イの「法令等の定めるところにより又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」である。

本件対象公文書は、刑事收容施設法第229条に基づき申し立てた審査申請書に対する裁決書を実施機関が審査請求人の住所である〇〇署留置施設が記載され審査請求人に提供

していることから刑の執行等に何ら関係ない。

そして、本件対象公文書にも同様の留置施設が記載されていることから、審査請求人が〇〇警察署の留置施設に収容されていたという事実は、法第45条第1項の「刑の執行等」に係る保有個人情報とは何ら関係ない。

#### 第4 諮問庁の主張

諮問庁が非開示決定理由説明書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件処分について

条例第27条第1項の規定により、法第45条第1項の刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更正緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更正緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に限る。）について、開示請求が適用されないこととされている。

その趣旨は、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求の対象とすると前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上の問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからであるとされている。

したがって、本件保有個人情報は、審査請求人が特定留置施設に留置されていたことを前提として作成されるものであるから、法第45条第1項に規定する刑の執行等に係る保有個人情報に該当し、条例第27条第1項の規定により開示請求手続の適用除外となることは明らかである。

##### 2 審査請求人の主張について

審査請求人は、刑事収容施設法第229条に基づく審査の申請は、単なる権利行使であって刑の執行等に係る保有個人情報に該当しないことから本件保有個人情報の開示を求める旨主張する。しかし、法第45条第1項の趣旨からすれば、本件保有個人情報が刑の執行等に係る個人情報に該当することは明らかであり、法第4章所定の開示請求等を行う者が何人であっても法第4章の適用が除外されるものであることから、審査請求人の主張は失当である。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

##### 1 本件対象保有個人情報について

審査請求人の開示請求の趣旨は、審査請求人本人が、刑事収容施設法第229条に基づき提出したとする留置管理業務者の措置に対する審査申請書の開示を求めるものと認められる。

実施機関は、本件対象保有個人情報は、法第45条第1項に規定する保有個人情報であり、当該保有個人情報は、条例第27条第1項の規定により、開示請求が適用されない個人情報に該当するとして非開示としているので、適用除外による非開示の妥当性について、以下のとおり判断する。

##### 2 適用除外について

条例第1条において「実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と規定しているように、個人の開示請求権を認めることにより、個人の権利利益を保護する

ことを目的としている。

一方、条例第27条第1項は、「第3節から第6節までの規定は、法令の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章の規定が適用されないこととされている個人情報については、適用しない。」と規定していることから、法第45条第1項に規定する「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更正緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報」は、条例の定める開示請求等の適用除外としている。

法第45条により適用除外としている理由は、保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、個人の前科等が明らかになるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰又は更生保護上の問題となり、その者の不利益になるおそれがあるためである。具体的には、自己の個人情報の開示請求であっても、雇用主が、採用予定者の前科の有無の確認やその内容を確認する目的で採用予定者本人に開示請求をさせる場合などが想定されるため、法第45条に該当する個人情報は開示請求等の適用除外としている。

### 3 本件処分に係る具体的な判断について

本件保有個人情報は、刑事施設の被収容者が、刑事施設の長の措置に不服がある場合に、刑事収容施設法第229条に基づき、警察本部長等に当該不服を申し立てる制度により提出される審査申請書である。本件保有個人情報を開示請求の対象とした場合には、開示請求者が刑事施設に収容されているという個人情報を警察が保有していることが明らかになり、これによって開示請求者本人の逮捕歴や勾留履歴等が明らかとなり、その者の社会復帰や更正保護を図る上でその者の不利益となり、個人の権利利益を侵害するおそれがある。

さらに、刑事収容施設における被収容者の処遇に関する情報は、刑事訴訟法において裁判所又は裁判官の決定又は命令による勾留状の発付や懲役刑等を言い渡す判決などの刑事事件に係る裁判の内容を実現させるための事務に付随するものであるため、本件保有個人情報は、法第45条第1項の「刑事事件に係る裁判にかかる保有個人情報」に該当すると認められる。

よって、実施機関が行った留置施設に収容されていた特定個人の留置施設に対する審査申請書の適用除外による非開示決定は妥当である。

### 4 その他審査請求人の主張について

その他、審査請求人は、本人の同意があるとき、又は本人に提供するときは、条例第7条第1項第1号によりこれを提供しなければならないと主張する。しかし、条例第13条の規定による開示請求により実施機関が保有する個人情報を開示するか否かの判断は、条例第14条各号及び条例第27条により判断されるものであって、個人情報の目的外利用・提供を定めた条例第7条を根拠として開示するか否かを判断するものではない。

また、審査請求人は、条例第14条第2号ただし書イの「法令等の定めるところにより又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報である」と主張するが、本件保有個人情報は、上記3のとおり条例第27条の規定により適用除外が妥当であると認められるため、開示するか否かの判断にあたって、条例第14条第2号の規定は適用されない。

さらに、審査請求人は、〇〇警察署の留置施設に収容されていたという事実は、法第45条第1項の「刑の執行等」に関わる保有個人情報には該当しないと主張するが、上記3のとおり本件保有個人情報は、刑事事件に係る裁判にかかる保有個人情報であると認められる。

## 第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成23年8月8日	諮問庁から諮問を受けた。
平成23年9月2日	諮問庁から非開示決定等理由説明書を受領した。
平成23年9月6日	審査請求人に非開示決定等理由説明書を送付した。
平成23年9月14日	審査請求人から非開示決定等理由説明書に対する意見書を受領した。
平成23年9月14日	諮問庁に非開示決定等理由説明書に対する意見書を送付した。
平成23年9月26日 (第35回審査会)	諮問事案の審議を行った。
平成23年10月26日 (第36回審査会)	諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県個人情報保護審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	栗津 明博	朝日大学法学部教授	
	石川 晴代	岐阜県商工会女性部連合会副会長	
	加藤 千鶴	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
会 長	森川 幸江	弁護士	

(五十音順)